

法令等制限一覧表

法令等	区域指定等	指定箇所	制限の内容		許認可等の 区分	許認可等を 行う機関	手続の 実施主体	備考
			対象行為	制限				
森林法第 34条	水源かん養保安林	2040 ぬ林小 班ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採 ・土地の形質変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採の方法、伐 採の限度等 ・規模等 	協議	北海道	国	

備考

- 1：上記は樹木採取区において法令等に基づく手続が必要なものであって、令和3年4月1日時点において北海道森林管理局が把握しているものを示したものです。
- 2：指定箇所は、令和2年3月31日時点の森林調査簿によるものであり、具体的な箇所は、保安林については別紙3「森林資源等状況一覧表」及び別紙4「公募時現況図面」のとおりです。詳細は指定を行った行政機関に確認してください。
- 3：手続の実施主体の欄に「国」とあるもの以外の手続は、樹木採取権者が行う必要があります。